

公益社団法人若狭シルバー人材センター

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人若狭シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を福井県小浜市遠敷 8 4 号 3 番地の 4 に置く。

2 センターは、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第 3 条 センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する事等により、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
 - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業及び一般労働者派遣事業を実施すること。
 - (3) なお、福井県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 6 8 号）」第 3 9 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 4 0 時間までとすることができる。
 - (4) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
 - (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業については、福井県において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の 3 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者とする。

(1) 小浜市及びおおい町に居住する原則として 60 歳以上の者であること。

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

3 特別会員は、センターに功労があった者、又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

4 賛助会員は、小浜市及びおおい町に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事会の承認を得た者とする。

(入 会)

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号（特別会員にあつては、第 4 号を除く）の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 小浜市及びおおい町に居住しなくなったとき。

(4) 正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があつたとき。

(任意退会)

第10条 会員は、その旨を理事長に届けることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員がセンターの名譽を毀損し、設立の主旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったとき、その他の正当な事由があるときは、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に珪つき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定により、その資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名もしくは2名を副理事長とする。

3 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第2項の副理事長及び前項の常務理事のうち1名をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、並びに常務理事は、理事会において選任する。

3 前項で選定された常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

4 監事は、センターの理事若しくは事務局長又は職員を兼ねることができない。又、監事は相互に親族その他法令で定める特別の関係があつてはならない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、

総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして、法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第15条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その職務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務を処理するとともに、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長、副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長又は副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

5 理事長及びそれ以外の職務を執行する理事の権限は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会の議決による。

(監事の職務・権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) センターの業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び事務局長並びに職員に対して、事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第19条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な真実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な真実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第21条 センターは、役員的一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

(顧問等)

第22条 センターに顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、センターの業務に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる事ができる。

第4章 総 会

(種 類)

第 23 条 センターの総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とし、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 25 条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を議決する。

(開 催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招 集)

第 27 条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求の日から 6 週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 29 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 30 条 総会の議事は、法令及びこの定款に別に定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の会員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の意思表示があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(運 営)

第34条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議決による。

第5章 理 事 会

(構 成)

第35条 センターに一般社団・財団法人法に定める理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選任及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開 催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に随時開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議のH的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第16条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第16条第5号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則による。

第6章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第46条 センターの資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、総会の議決により、理事会が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第47条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、福井県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に福井県知事に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受)

第49条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第50条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

(株式等にかかる権利行使)

第51条 センターが保有する株式又は出資について、その株式又は出資の発行会社に対して、株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(会計原則)

第52条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、第56条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。ただし、変更の内容が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項に規定する事項である場合は、事前に福井県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく福井県知事に届け出なければならない。（前項ただし書きの変更を行った場合を除く。）

(合併)

第54条 センターは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の議決をしようとするときは、予めその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(解 散)

第55条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、小浜市・おおい町又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 センターが解散等により、清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、小浜市・おおい町又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に、該当する法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第58条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める規程によるものとする。

(情報公開)

第60条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第61条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(広 告)

第62条 センターの広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 雑 則

(委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 センターの最初の理事長は濱田勝美とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和５年６月２０日から施行する。

附 則

この定款は、令和７年６月１７日から施行する。